

津島市公共施設使用料の 見直し方針 (案)

令和〇年〇月
津島市

目 次

1	基本的な考え方	1
(1)	使用料見直しの背景と趣旨	1
(2)	基本方針	2
(3)	見直しにあたって	2
(4)	使用料見直しの対象施設	2
(5)	施設の維持管理経費と使用料収入の現況	3
2	使用料の算定方式	4
(1)	施設コストの範囲	4
(2)	受益者負担の割合	5
(3)	原価の算定	5
(4)	基本算定方式	6
3	その他の取扱い	6
(1)	使用料の単位	6
(2)	使用料の割増	6
(3)	急激な負担増減への配慮	6
(4)	減額・免除の取扱い	7
(5)	改定時期とサイクル	7
(6)	その他	7

公共施設使用料の見直し方針

1 基本的な考え方

(1) 使用料見直しの背景と趣旨

市では、様々な公共施設を設置していますが、施設の維持管理等には経費がかかり、それらは、施設を利用する方からの使用料と、市民の方からの税金によって賄われています。

使用料は、施設を利用する方と利用しない方との「負担の公平」を考え、応分の負担をしていただくという「受益者負担の原則」に基づき徴収するものであり、行政の関与の必要性や受益者負担のあり方を明らかにしたうえで適正に設定する必要があります。

現在の市の使用料は、統一的な基準がない中、各施設で個別に設定をしており、長年見直しがなされていないのが現状です。

市では、持続可能な行財政基盤を確立するため、平成28年3月に、「津島市行財政改革推進大綱」を定め、行財政改革の取組みの一つとして、「受益者負担の見直し」を検討することとしています。

公共施設等については、人口減少や厳しい財政状況が見込まれる中、すべてをこれまでと同じように維持していくことは困難であることから、平成30年12月に「津島市公共施設等適正配置計画」を策定し、集約化等によるコンパクトで充実した配置を進めていくこととしています。

また、この「津島市公共施設等適正配置計画」は、「行政改革推進事業」として市の行政改革の重要事項の方針を決定したものでありますが、「津島市行政改革有識者会議」からの最終案答申において、「公共施設の縮減に加え、他の行財政改革を総合的に進めることを要望する。」との提言が示されています。

以上のことから、適正に負担を分かち合い、将来にわたって安定したサービスを提供していくため、津島市として、使用料見直しの統一的な基準を策定することとしました。

(2) 基本方針

使用料の設定は、「受益者負担の適正化」と「持続可能な施設運営」を念頭に、次の事項を基本として行います。

① 受益者負担の原則

公の施設などの利用にあたっては、その受益が原則としてサービスを利用する特定の方のみに及ぶということを踏まえ、利用する方と利用しない方との負担の公平性の観点から、利用する方に応分の負担をしていただくという受益者負担の考えを原則とします。

② 算定方法の明確化

施設にかかる経費を基に、利用する方で負担する部分と税で負担する部分を明確にし、市民の皆様にとってわかりやすい統一的な基準を設定することとします。

③ 施設の安定的な運営

施設がその役割を果たし安定的に運営していくことを念頭に、見直しによる使用料が施設の利用状況等に大きな悪影響を与えないよう考慮します。

(3) 見直しにあたって

使用料の見直しにあたっては、各施設の稼働率を向上させる取り組みを進めるとともに、財源確保や経費削減など行財政改革の取り組みをより一層進めます。

また、見直し後の収入状況等も踏まえ、施設の修繕や備品の整備など利用環境の改善に努めるとともに、接遇、運営方法など適正で効率的な運営に努めます。

(4) 使用料見直しの対象施設

次表に示す貸館・貸室等施設の貸し出しを主とする集会施設、教育施設、スポーツ施設等を対象に見直しを行います。

【使用料見直し対象施設】

No	施設名	使用料徴収根拠条例	管理形態
1	文化会館	津島市文化会館の設置及び管理に関する条例	指定管理
2	西地域防災コミュニティセンター	津島市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例	指定管理
3	大崎会館	津島市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例	指定管理

4	堀田家住宅	津島市堀田家住宅条例	直営
5	南文化センター	津島市南文化センターの設置及び管理に関する条例	直営
6	老人福祉センター	津島市高齢者福祉施設条例	指定管理
7	神島田祖父母の家	津島市高齢者福祉施設条例	指定管理
8	わざ・語り・伝承の館	(無料)	指定管理
9	総合保健福祉センター(貸室)	津島市総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例	直営
10	児童科学館	津島地域文化広場の設置及び管理に関する条例	指定管理
11	生涯学習センター	津島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例	直営
12	神島田公民館	津島市公民館の設置及び管理に関する条例	直営
13	図書館(貸室)	(無料)	指定管理
14	錬成館	錬成館の設置及び管理に関する条例	指定管理
15	市営球場	津島市営球場の設置及び管理に関する条例	指定管理
16	市営庭球場	津島市営庭球場の設置及び管理に関する条例	指定管理
17	葉苧スポーツの家	葉苧スポーツの家の設置及び管理に関する条例	指定管理
18	総合プール	津島地域文化広場の設置及び管理に関する条例	指定管理
19	斎場	津島市斎場の設置及び管理に関する条例	直営

(5) 施設の維持管理経費と使用料収入の現況(平成29年度決算)

維持管理経費(単位:千円)			使用料収入 (単位:千円)	受益者負担割合
人件費	消費的支出	計	施設使用料	使用料収入 / 維持管理経費
165,544	167,782	333,326	63,235	18.97%

施設コストの約2割を受益者負担で、残りの8割を公費(税)負担で賄っていることとなります。

施設コストを使用料収入で賄うという原則からすれば、受益者負担の割合が2割という状況については、利用する方と利用しない方との負担の公平を考えた場合、適正とは言い難い水準です。

～公共施設使用料アンケート～

「施設の維持管理費等に対して税金で負担する割合として、どの程度が適切だと思いますか。」に対する回答（上位3項目（不明除く）と全体に占める割合）

【広報アンケート】

- ① 「40～60%未満」 26.7%
- ② 「60～80%未満」 18.3%
- ③ 「20～40%未満」 15.5%

【施設アンケート】

- ① 「60～80%未満」 14.4%
- ② 「80%以上」 12.7%
- ③ 「40～60%未満」 11.5%

2 使用料の算定方式

(1) 施設コストの範囲

施設コストは、資本的（投資的）経費と経常的経費に大きく分けることができますが、両経費と受益者負担又は公費（税）負担との関係を次表のとおり整理し、施設を利用する方に負担を求める施設コストの範囲を維持管理経費（下表中④から⑦）とします。

したがって、下表中④から⑦以外の経費については公費（税）負担とします。

施設コスト		負担
資本的（投資的） 経費	①土地の購入費	公費（税）
	②建物の建設費	
	③初度調弁	
経常的経費 （ランニング コスト）	④設備・備品等の整備費	受益者 （使用料）
	⑤維持管理に係る人件費	
	⑥消費的支出	
	⑦建物の維持補修費	
	⑧土地建物の賃借料等	公費（税）

○消費的支出

支出の効果が当該年度又は短期間限りで終わるもので、具体的には消耗品・光熱水費及び各種の保守点検等委託経費などの物件費、火災保険等の保険料などをいいます。

【経費と負担のイメージ】

施設にかかる全体経費（施設コスト）		催し等の 事業費 ↑ 除外
経常的経費（ランニングコスト）	資本的（投資的）経費	
維持管理経費	土地建物の賃借料等	
受益者（使用者）負担 ← 使用料 →	公費（税）負担	

(2) 受益者負担の割合

受益者負担の割合については、現状において2割程度しかないことをふまえ、施設維持のための経費の確保の必要性、利用状況への影響等を総合的に勘案し、市と受益者が等分の負担をすることとして5割と設定します。

(3) 原価の算定

市内各施設を性質に応じて分類し、統一的な単価を算出したうえで、原価を設定します。

原価は、施設の年間維持管理経費（直近3か年平均）を基に、次のとおり算出します。

① 会議室・ホール等の施設

会議室のように、ある一定の区画（部屋）を貸し切りで利用する場合については、1㎡あたりの時間単価を計算した上で、貸出面積、利用時間から算定した額を原価とします。

$$\text{原価} = \text{施設の1㎡あたりの時間単価} \times \text{貸出面積} \times \text{利用時間}$$

※施設の1㎡あたりの時間単価は、『施設の年間維持管理経費÷施設の貸付面積÷（年間開館時間×想定稼働率(40%)）』となります。

※単価の設定において稼働率を考慮しないとすると、施設の運用時間中すべての部屋が埋まった場合（稼働率100%）の単価となり、実態とはかけ離れた値となってしまうことから、原価の算定に稼働率を反映させます。

※稼働率の低さをむやみに受益者へ転嫁しないため、また、変動による使用料への影響を抑えるため、現状の施設における稼働率の平均30%程度から10%の向上を目指して、想定稼働率を40%と設定します。

② プール等の個人単位で使用料を徴収する施設

プールなどのように、ある一定の区画（部屋）を不特定多数の個人が同時に利用するような施設については、利用者一人当たりの維持管理経費を原価とします。

$$\text{原価} = \text{年間維持管理経費} \div \text{年間利用者数}$$

(4) 基本算定方式

使用料は、施設の「維持管理経費」の一定割合を利用する方の負担とすることを基本に、下記の基本式により定めます。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合（5割）}$$

なお、法令等で特別な定めのある施設等については、関係法令等に基づいて、使用料を設定します。

また、斎場については、公共性、必需性等の観点から、別途使用料を設定します。

3 その他の取扱い

(1) 使用料の単位

全ての見直し施設について、新使用料は 100 円単位の設定（100 円未満四捨五入）とします。

(2) 使用料の割増

- ① 入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又は即売会その他の営利的な目的をもって催物を行う場合は、別途設定することとします。
- ② 市外の団体・個人の利用にあたっては、各施設において稼働状況、収入への影響等を考慮し、別途設定することとします。

(3) 急激な負担増減への配慮

新使用料が、現行使用料を大幅に上回る場合には、利用する方の急激な負担増とならないよう、原則として現行使用料の **1.3 倍（現行使用料が 300 円以下の場合、単位 100 円未満を切り上げた金額）の範囲内**で使用料を定めます。**なお、新たに使用料を設定する場合は、同種施設との均衡を考慮し、使用料を設定します。**

また、新使用料が現行使用料を大幅に下回る場合には、急激な変動とならないよう、原則として、現行使用料の0.7倍以上で使用料を定めま

す。

(4) 減額・免除の取扱い

減額・免除を適用すると、それに係る費用は税による負担となるため、減額・免除の取扱いは例外的な措置とします。各施設の状況等に応じてやむを得ない場合のみ適用することとし、その適用範囲は、原則として次のとおりとします。

- ① 市（教育委員会、行政委員含む。）が主催・共催・後援する事業で使用する場合
- ② 当該施設の管理運営団体が公共目的で使用する場合
- ③ 市内の小学生又は中学生が学校行事の一環として行う活動で使用する場合
- ④ 高齢者・障がい者等が使用する場合（施設の役割・性質を踏まえ高齢者・障がい者等の社会参加を促進するために特に必要と考えられる場合）

(5) 改定時期とサイクル

改定時期については、利用する方への周知期間を考慮し、令和3年4月を目標に準備を進めます。

また、適時適切に受益者負担の適正化を進めるため、概ね5年ごとに改定を行います。

(6) その他

本方針は、市として料金設定等を統一するための原則を示したものであり、各施設の経緯や地域性、他市町村の状況等を踏まえ、必要な場合は適切な調整を加えるものとします。

また、現行使用料より低額となることで、民業を圧迫する恐れがある場合や、他の類似施設とのバランスに影響を及ぼす恐れがある場合は、その影響等を考慮し、料金を設定します。